

電気供給契約に関する重要事項説明書

－ おうち快適 M プラン －

お客さまが、岡山ガス株式会社（以下「当社」といいます）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給および使用に関する契約（以下「需給契約」といいます）の詳細は、電気需給約款（低圧）（以下「需給約款」といいます。）に定めています。

1. 電気使用の申し込み

あらかじめ需給約款、その他需給契約の条件（以下「需給約款等」といいます）を承諾のうえ、当社所定の方法により申し込みをしていただきます。需給約款等は、次の適用条件をすべて満たす需要者に適用いたします。

- ・当社と、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅において、ガス使用契約を締結されていること。
- ・使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ・1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- ・ガス料金と電気料金を合算して、口座振替、クレジットカード払いまたは当社が送付する払込用紙のいずれかで、毎月お支払いいただけること。
- ・当社が提供する Web 会員サービスにおいて本会員登録を行い、当該サービス内にて電気料金明細等をご確認いただけること。

2. 契約の成立

需給契約は、原則としてお客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- (1)当社は、お客さまの需給契約の申し込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2)当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

3. 電気料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額による調整を行い算定した電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	669 円 92 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 01 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 43 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 55 銭

※燃料費調整額はお客さまが使用された電力量に燃料費調整単価を乗じて算出します。燃料費調整単価は別紙のとおり算定し、毎月変動いたします。**この変動には上限はありません。**

※離島ユニバーサルサービス調整額はお客さまが使用された電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算出します。離島ユニバーサルサービス調整単価は別紙のとおり算定し、毎月変動いたします。**この変動には上限があります。**

※再生可能エネルギー発電促進賦課金はお客さまが使用された電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算出します。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は経済産業省の公示する単価を使用します。

4. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1)料金算定期間の使用量は、当該一般送配電事業者等が託送約款等に基づき計量した値を用いて算定し、電磁的方法によりお客さまへお知らせします。計量器は、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が設置します。
- (2)料金算定期間は、需給約款等に定める計量期間等とします。ただし、電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合は、日割計算を行います。

5. 工事費等の負担

当該一般送配電事業者等から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る請求を受けた場合は、当社は、原則として、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

6. 電気料金等のお支払い

電気料金については毎月、ガス料金と合算して請求するものとし、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。合算して請求する場合の支払い義務発生日は原則として電気の検針日が属する月の翌々月のガスの検針日といたします。

7. 供給電圧および周波数

- (1)供給電圧：標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト
- (2)周波数：60Hz

8. お客さまのお申し出による需給契約の終了

(1)お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、当社にご連絡ください。ただし、お客さまが他の小売電気事業者への切替えを希望される場合は、当該小売電気事業者へご連絡いただき、当社への解約の連絡は必要ありません。

(2)当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の終了にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

9. お客さまのお申し出による需給契約の変更

(1)お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、需給約款 6.（需給契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2)当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の変更にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

10. 当社からのお申し出による需給契約の解除等

お客さまが以下のいずれかに該当する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができます。この場合、解除によりお客さまは、当社に対する債務の全額を一括で直ちに支払う必要があります。契約解除の際、当社は解除日の 15 日程度前までにその旨をお客さまに通知し、①解除後に無契約となると電気の供給が止まること。②お客さまが希望される場合、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。

- イ 一般送配電事業者から電気の供給が停止されたお客さまが、当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。
- ロ 当社の他の契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してなお支払われない場合。
- ハ 上記以外で、需給契約の条項に違反した場合。

11. 違約金

- (1)お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (2)不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社または当該一般送配電事業者等が決定した期間といたします。

12. 需給約款等の変更

- (1)当社は、託送約款の変更や法令の制定・改正、またはその他当社が必要と認めた場合に、この需給約款等を変更することがあります。変更後の需給約款等の内容及び効力発生時期は、当社所定のウェブサイトへの掲載やその他当社が適切と判断する方法により、事前にお客さまへお知らせします。効力発生時期が到来した場合には、この需給約款等に定める料金や供給条件は、変更後の需給約款等が適用されます。
- (2)需給契約の締結後に、消費税法および地方消費税法の改正などにより税率が変更された場合は、お客さまには変更後の税率に基づき、料金やその他の債務にかかる消費税等相当額をお支払いいただきます。
- (3)需給約款等における供給条件を変更しようとする場合（(4)に規定する場合を除きます。）、電気事業法および同法施行規則（以下「電気事業法令」といいます。）に基づく説明の対象は、変更しようとする事項のみに限られます。また、説明書面や変更後の書面の交付は、当社所定のウェブサイトなどの電磁的方法や、当社が適切と判断する方法で行います。説明書面には変更内容のみを記載し、契約変更後の書面には当社の名称および住所、契約年月日、変更内容、供給地点特定番号を記載します。お客さまは、これらについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4)(3)にかかわらず、この需給約款等を変更しようとする場合で、法令の制定や改廃に伴う形式的な変更、または需給契約に実質的な変更を伴わない場合には、電気事業法令に基づく説明の対象は変更内容の概要のみとし、書面の交付は行いません。この点について、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。
- (5)お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等の供給条件を記載した書面は、当社所定のウェブサイト等の電磁的方法や、当社が適切と判断する方法で遅滞なく交付します。この点について、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。

13. 託送約款記載内容の遵守

(1)お客さまには、託送約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。

(2)当社および一般送配電事業者等は、需給契約を遂行するうえで、需要場所への立ち入りが必要と認められる場合、お客さまの承諾を得たうえで、需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この際、正当な理由がない限り、立ち入りや業務の実施についてご承諾いただきます。なお、お客さまの求めに応じて、当社または一般送配電事業者等の係員は所定の証明書を提示します。

(3)(1)および(2)の他、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。需給約款 26.（需要場所への立入りによる業務の実施）から 28.（電気の使用に伴うお客さまの協力）をご参照ください。

14. その他

お客さまが他の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）から当社に切り替えられると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。詳細については、旧小売電気事業者にご確認ください。

15. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称 : 岡山ガス株式会社（小売電気事業者登録番号 A0870）
代 表 者 : 代表取締役社長 岡崎 達也
住 所 : 岡山県岡山市中区桜橋二丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 : 086-272-3111
受 付 時 間 : 9:00 ~ 17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始休業は除く）

燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整について

1. 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406 \quad \beta = 0.0992 \quad \gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

燃料費調整単価は、燃料価格の 3 ヶ月平均に基づき算定し、当該最終の月から起算して 3 カ月後の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用いたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に、ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。基準単価は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含み、また、最低料金適用電力量までは、3 円 18 銭 5 厘とします。

1 キロワット時につき	2 1 銭 2 厘
-------------	-----------

2. 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000 \quad \beta = 0.0000 \quad \gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 1 キロワット当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (119,000 円 - 79,300 円) × (2) の離島基準単価 ÷ 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

離島ユニバーサルサービス調整単価は、燃料価格の 3 か月平均に基づき算定し、当該最終の月から起算して 3 か月後の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用いたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。基準単価は消費税等相当額を含み、また、最低料金適用電力量までは、1 銭 7 厘といたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----